

# Novell® Identity Manager 3 Identity Manager User Application Novell® Identity Manager Integration Modules Novell® Provisioning Module for Identity Manager

## ノベルソフトウェア使用許諾契約書

本契約を注意してお読みください。本ソフトウェアをインストール、ダウンロードまたは使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとします。本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用することはできません。また、弊社の許可を得ることなく本ソフトウェアを販売、譲渡または再配布することもできません。

このノベルソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、お客様と Novell, Inc. (以下「弊社」といいます)との間で締結されるものです。本契約では、本契約の冒頭の表題に記載された製品に関する条項を規定します。こうした製品は個別に販売されます。お客様が該当するライセンスを取得したソフトウェア製品、媒体および添付文書(以下総称して「本ソフトウェア」といいます)は、本契約に基づいてお客様に使用許諾され、米国およびその他の国の著作権法および著作権条約によって保護されます。お客様が本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することはできません。購入時の領収書を添えて未使用の製品を一式お買い上げ店にご返却いただければ、お支払いいただいた代金を返金いたします。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ソフトウェアがアップデートまたはサポートリリースの場合、お客様がこのアップデートまたはサポートリリースをインストールして使用するには、アップデートする本ソフトウェアのバージョンと数量に対して有効な 使用権を取得していなければなりません。

本ソフトウェアには、本契約とは異なるソフトウェア使用条件または弊社以外の第三者によって使用許諾される他のソフトウェアプログラムが含まれている、バンドルされている場合があります。別のソフトウェア使用許諾契約書が添付されているソフトウェアプログラムの使用については、当該別添の契約に従うものとします。本ソフトウェアと共に提供される第三者製品は、お客様がその選択で使用するために提供されています。弊社は、第三者製品に対して責任がなく、お客様による第三者製品の使用関しても責任はないものとします。

### 本ソフトウェアの使用

「エンジン」とは、Identity Manager User Application、Novell Provisioning Module for Identity Manager、Novell Identity Manager Integration Modules、Novell コンサルティングサービスが提供する統合モジュール、またはサードパーティーの統合モジュールの操作を管理する本ソフトウェアのコンポーネントをいいます。

「統合モジュール」とは、Novell の標準的な公開済みの価格表に記載されており(Novell の価格表に含まれるサードパーティーの統合モジュールは含まれますが、Novell コンサルティングサービスが提供するドライバは除きます)、Novell から直接的または間接的に購入できる Identity Manager(「IDM」)統合モジュールまたは IDM モジュールのグループをいいます。

「サーバ」とは、物理サーバまたは仮想サーバ上の共有リソースにアクセスを提供する、1個以上の中央演算処理装置(CPU)を持つシステムをいいます。

「使用者」とは、本ソフトウェアの一部または本ソフトウェアによって管理される製品(デバイス、ハードウェアまたはソフトウェア)に対するアクセス権または使用権を有する単一のディレクトリツリー上にある個人またはデバイスをいい、クレジットカード番号や PIN ナンバーなど個人を特定するようなデータも含まれます。単一のディレクトリツリー上にある、または複数のディレクトリツリーに接続されているユーザオブジェクトが同一の個人である場合は、1使用者としてカウントされます。

### 一般製品

お客様がどの製品の使用権を購入したか、およびユーザライセンスモデルとインスタンスライセンスモデルのどちらで本ソフトウェアの使用権を購入したかにより、お客様による本ソフトウェアの使用について以下の使用権が適用されます。Identity Manager User Application、Novell Provisioning Module for Identity Manager、および Integration Modules を使用するには、Identity Manager 3 の使用権を購入する必要があります。評価に関する使用権については、以下の「評価版」の項を参照してください。

**Identity Manager 3.** Identity Manager 3 には、エンジンとともに使用するための、標準的な統合コンポーネントとユーティリティが含まれます。エンジンとともに使用する特殊な Integration Modules (定義については上記を参照)と Provisioning Module は別途購入して使用権を取得することができます。Integration Modules と Provisioning Module に適用される使用権の条件については以下を参照してください。

**ユーザモデル.** お客様は、ユーザオブジェクトごとに使用権を取得しなければなりません。本ソフトウェアにアクセスするまたは本ソフトウェアを使用する各使用者は、個別に割り当てられたユーザオブジェクトを少なくとも1つは有するものとし、そのユーザオブジェクトを通して本ソフトウェアにアクセスするものとします。

**インスタンスモデル.** エンジンのインストールごとに、およびサーバにインストールしたエンジンの実行に必要な最初のコピー以外に、メモリまたは仮想メモリに格納またはロードする本ソフトウェアの追加コピー(または部分コピー)ごとに、インスタンスライセンスを取得する必要があります。

### Identity Manager User Application

**ライセンスの許諾.** 弊社はお客様に対し、本契約の条項に従って、使用権を取得した Novell Identity Manager 製品の使用に関連する場合に限り、Identity Manager User Application を複製して内部的に使用する非独占的譲渡禁止の権利を付与します。本ソフトウェアを再配布することはできません。

### Identity Manager Integration Modules/ Provisioning Module for Identity Manager

**ユーザモデル.** 各 Integration Module および Provisioning Module によってアクセスされる(またはアクセスされる権利を持つ)使用者ごとに使用権を取得する必要があります。

**インスタンスモデル.** エンジンによってアクセスされる(またはアクセスされる権利を持つ) Integration Module および Provisioning Module ごとにインスタンスライセンスを取得する必要があります。

**Novell eDirectory™ License for Identity Manager 3.** Novell Identity Manager 3 製品のユーザライセンスとインスタンスライセンスのどちらを購入

入したかにより、エンジンソフトウェアに含まれる Novell eDirectory 製品は、以下の使用権のいずれかの条件に従って使用されるものとします。以下は、Provisioning Module または Integration Modules の使用権を購入した場合には適用されません。

**Novell eDirectory ユーザモデルライセンス。** お客様が Identity Manager 3 ソフトウェアのユーザモデルライセンスを取得した場合は、Novell Identity Manager 3 ソフトウェアに含まれる Novell eDirectory ソフトウェアの使用許諾数は、(1)Novell Identity Manager 3 ソフトウェアで取得した使用許諾数か、または(2)組織/会社内で 250,000 使用者のいずれが多い数とします (eDirectory ソフトウェアを使用するためのライセンスを含む個別の本ソフトウェアの使用権をお客様がいくつ購入したかは関係ありません)。本ソフトウェアのコア機能をサポートするために Novell Identity Manager ソフトウェアで作成されたユーザ (Identity Manager で作成されたワークステーションオブジェクトなど) には、使用権は必要ありません。

**Novell eDirectory インスタンスモデルライセンス。** お客様が Identity Manager 3 ソフトウェアのインスタンスモデルライセンスを取得した場合は、使用許諾された Novell Identity Manager ソフトウェアの機能を直接サポートするためであれば、eDirectory ソフトウェアを無制限に使用できます。ただし、一般目的の LDAP ディレクトリとして eDirectory を使用する場合は、組織/会社内全体で 250,000 までのユーザに対してしか使用できません。250,000 を超えるユーザについては、追加ライセンスを購入する必要があります。

## ステージングソフトウェアライセンス

お客様が本契約の条項を遵守する限り、取得したインスタンスモデルまたはユーザモデルの商用ライセンスの数を限度として、内部的な非生産環境においてテストの目的で本ソフトウェアを使用することができます。

## 評価版

本ソフトウェアが評価/デモ版であるか、当該目的のためにお客様に提供されている場合、お客様は、インストールしてから 90 日間(または本ソフトウェアが別途表示する期間)評価版の条件に従って評価又はデモの目的に限りお客様内部で使用することができます。評価期間が満了次第、お客様は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアによって加えられた変更を元の状態に戻し、お客様のシステムから完全に消去するものとします。本ソフトウェアには、インストールしてから 90 日 (または一定期間満了) 後自動的に使用不能となる機能を備えている場合があります。システムをバックアップし、ファイルやデータの喪失を防止するのはお客様自身の責任となります。

## 制限

**使用上の制限事項。** 本契約においてお客様に明確に付与されていない一切の権利は、弊社に帰属します。また、お客様は以下の事項を行うことはできません。(1)本ソフトウェアによってサポートされ、お客様に使用許諾されている接続数を増やしたり、1つの接続によって複数の接続またはユーザをサポートすること。(2)有効な法律で認められる範囲を超えて本ソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、ディコンパイルすること。(3)本ソフトウェアを修正、改変したり、レンタル、時間貸し、リースしたりまたは本契約に基づくお客様の権利を再使用許諾すること。(4)本ソフトウェアまたは本契約に基づくお客様の使用権を譲渡すること。

**スイートライセンス。** お客様がスイート製品である本ソフトウェアの使用権として当該スイート製品に含まれる一連の製品群を使用する権利を有している場合は、本ソフトウェアにおいてが別途指定される場合を除き、特定の 1 使用者だけがスイートを構成するすべての製品を使用できます。スイートライセンスでは、スイートを構成する個々の製品を複数の使用者が使用することはできません。

**アップグレードプロテクション。** アップグレードプロテクションまたは保守を、本ソフトウェアの Novell プログラムに基づいて取得した場合は、お客様のみが、かようなアップグレードプロテクションまたは保守を本ソフトウェア全体に行うことができます。本ソフトウェアのその他のコンポーネントプログラムまたはバンドル製品、または本ソフトウェアがスイート製品として使用許諾されている場合は、スイートを構成する個々の製品をアップグレードまたは保守することはできません。但し、お客様が弊社から許諾されている場合は、かような個別製品のアップグレードまたは保守を別途取得することができます。

**アップグレードライセンス。** お客様が既に使用している製品 (以下「オリジナル製品」といいます) をアップグレードする目的で本ソフトウェアを購入された場合、本ソフトウェアは以下の条件に従って使用されるものとします。(1)お客様がオリジナル製品の単独かつ最初の使用権者であること。(2)お客様がオリジナル製品をアップグレードするためにのみ本ソフトウェアを使用する権利を取得しており、購入時に弊社が本ソフトウェアによるアップグレードの対象製品としていること。(3)お客様がノベルソフトウェア使用許諾契約書の条項に従ってオリジナル製品をインストールし、使用していること。(4)お客様がオリジナル製品を取得した時点で、マスタソフトウェアおよびライセンスディスクをはじめ、ディスク、マニュアル等オリジナル製品の一式を取得していること。(5)オリジナル製品が廃棄品または販売店、特約店もしくは他の最終使用権者から中古品として購入されたものではないこと。(6)お客様は本ソフトウェアをインストールしてから 60 日以内にオリジナル製品の使用を永久的に中止すること。(7)オリジナル製品の所有権を売却またはその他の方法で譲渡しないこと。

**追加ライセンス。** お客様が既に購入された製品 (以下「基本製品」といいます) の使用者数またはサーバ数を追加するために本ソフトウェアを購入された場合、本ソフトウェアは以下の条件に従って使用されるものとします。(1)お客様が基本製品の単独かつ最初の使用権者であること。(2)お客様が基本製品の使用者数またはサーバ数を追加するためにのみ本ソフトウェアを使用する権利を取得していること。(3)お客様が基本製品を取得した時点で、マスタソフトウェアおよびライセンスディスクをはじめ、ディスク、マニュアル等基本製品の一式を全て取得していること。(4)基本製品が廃棄品または販売店、特約店もしくは他の最終使用権者からの中古品として購入されたものではないこと。

**サポート。** 弊社では本ソフトウェアへのサポートを提供する義務を負いません。弊社が提供するサポートについては <http://support-j.novell.co.jp/> をご参照下さい。

## 知的所有権

本ソフトウェアの権原または知的所有権のいずれもお客様に譲渡されるものではありません。お客様が購入されたのは使用権のみであり、本ソフトウェア (翻訳および複製をすべて含む) の知的所有権はすべて弊社および弊社に対する使用許諾者に帰属します。

## 限定保証

本ソフトウェアの媒体が購入時に損傷していた場合または本ソフトウェアが添付文書の内容に合致していない場合には、お客様が本ソフトウェアを購入された日から 90 日以内に送料前払いで弊社にご返送いただくか、その旨書面で弊社にご連絡いただければ、弊社の裁量で、不具合を解決するかまたはお客様が購入された本ソフトウェアと引き換えにお客様が支払われたライセンス料を返金致します。但し、本ソフトウェアの誤使用または無断で改変された場合にはいかなる保証も致しません。また、本ソフトウェアが無償で提供されたものについても現状有姿で提供されるものであり、いかなる保証も致しません。本保証内容は、本ソフトウェアに対する弊社の保証の全てであり、弊社は、本保証以外の如何なる明示または黙示の保証責任も負いません。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システムまたは本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊に直結する可能性のある用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置と共に使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、かような用途も想定していません。

本ソフトウェアは、特定のコンピュータおよびオペレーティングシステムにのみ互換性があります。従って、互換性のないシステムに対して弊社はいかなる保証もしておりません。互換性に関する情報については、弊社またはお買い上げ店にお問い合わせください。

**第三者製品。**本ソフトウェアには、弊社以外の第三者から使用許諾された、または販売されたソフトウェアあるいはハードウェアが含まれていたり、バンドルされている場合があります。弊社は、当該第三者製品に対する保証は行っておりません。当該製品は現状有姿で提供されるものであり、当該製品に対する保証は、当該製品の製造元から提供されるものとします。

弊社は、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、権原、第三者の知的所有権の侵害および特定の用途への適合性をはじめ、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。また弊社は、本限定保証条項において明確に定められていない保証、表明または約束も行っておりません。更に弊社は、本ソフトウェアがお客様の要求に見合ったものであること、または欠陥または誤りがないこと、並びに本ソフトウェアの動作が中断されないことを保証致しません。

## 責任の限定

(a)結果的損害:弊社、弊社に対する使用許諾者、弊社の子会社または従業員は、逸失利益、事業の中断、データの喪失をはじめとして、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因する特別損害、付随的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとします。

(b)直接損害:人または財産への直接的損害(発生回数に関係なく)に対する弊社の損害賠償総額は、クレームの対象となった本ソフトウェアに対してお客様が支払った金額の1.25倍を限度とします。また、本ソフトウェアを無償で取得した場合の損害賠償総額は5,000円を限度とします。

## 一般条項

**契約期間。**本契約は、本ソフトウェアをインストールした日から発効し、お客様が本契約の規定のいずれかに違反した場合に自動的に終了します。本ソフトウェアがサブスクリプション契約によってお客様に提供された場合は、本ソフトウェアを所有または使用するお客様の権利は、該当するサブスクリプション契約期間の終了時に終了します。本契約または該当するサブスクリプション契約期間が終了次第、本ソフトウェアおよび複製物をすべて廃棄するか、または弊社に返却の上、お客様のシステムから本ソフトウェアを消去するものとします。

**ベンチマークテスト。**ベンチマークテストに関する条件は、お客様がソフトウェア開発者または使用許諾権者である場合、またはソフトウェア開発者または使用許諾権者の代理としてテストを行う場合に適用されます。本ソフトウェアに関するベンチマークテストの結果を第三者に提供または開示する場合は予め弊社から書面による同意を得るものとします。お客様が本ソフトウェアと競合する、または本ソフトウェアと同等の機能を有する製品(以下「競合製品」といいます。)の使用許諾者または当該使用許諾者の代理店であって、本条項に反してベンチマークテストの結果を公表または開示した場合は、弊社は、かかる競合製品の使用許諾条件または弊社による他の救済手段にかかわらず、弊社はかかる製品についてベンチマークテストを行い、そのベンチマーク情報を公表・開示できる権利を有するものとします。尚、お客様は、弊社に対して、上記権利を許諾する権限を有することを保証します。

**オープンソース。**本契約のいかなる部分も、本ソフトウェアに含まれるオープンソースコードに対する該当のオープンソースライセンスに基づいて、お客様が所有する権利またはお客様が遵守すべき条件を制限、限定したり、これらに影響を与えたりすることはありません。

**譲渡。**お客様は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく本契約を第三者に譲渡することはできません。

**準拠法および管轄裁判所。**本契約は日本法に従って解釈されるものとし、本契約に関して発生した訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。但し、お客様が本ソフトウェアを日本国外で使用される場合には、その国の法律に準拠します。

**契約の変更。**本契約は、お客様と弊社との間の最終的な合意であり、両当事者が記名捺印または署名した書面によってのみ追加または修正することができます。使用許諾者、販売店、特約店、販売員またはその他の従業員には、本契約を修正したり、本契約の条項と異なる合意を行ったり、または本契約の条項に追加を行うことはできません。

**権利放棄。**本契約に基づく権利の放棄は、当事者の代表者が記名捺印するか署名した書面によってのみ有効となります。過去または現在の違反または不履行に基づく権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄と見なされることはありません。

**可分性。**本契約の規定のいずれかが無効または実行不能な場合、その規定は必要な限度で解釈の変更、制限、修正または本契約から分離されるものとし、本契約のその他の規定の有効性は、損なわれません。

**輸出規定の遵守。**本契約書に基づいて提供されるすべての製品または技術情報は、米国輸出管理規定およびその他の国の貿易関連法規が適用されます。お客様は、取引対象製品の輸出、再輸出または輸入に関し、国内外の輸出管理規定に従うこと、および必要な許可、または分類に従うものとします。お客様は、現在の米国の輸出除外リストに掲載されている企業、および米国の輸出管理規定で指定された輸出禁止国またはテロリスト国に本製品を輸出または再輸出しないものとします。お客様は、取引対象製品を、禁止されている核兵器、ミサイル、または生物化学兵器を最終目的として使用しないものとします。米国から弊社製品を輸出する場合は、産業安全保障局のウェブページ ([www.bis.doc.gov](http://www.bis.doc.gov)) を参照してください。弊社ソフトウェアの輸出に関する詳細は、[www.novell.com/info/exports/](http://www.novell.com/info/exports/) を参照してください。弊社は該当する制限について詳細な情報を提供します。ただし、弊社は、お客様が必要な輸出承認を取得しなかったことに対し如何なる責任も負わないものとします。

(c)1993, 2000-2005 Novell, Inc. All Rights Reserved.  
(101305)

Novellは米国およびその他の国々における米国 Novell, Inc の登録商標であり、eDirectoryは米国 Novell, Inc の登録商標です。